

令和3年6月22日開会
令和3年6月22日閉会

第752回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 5 2 回湯川村農業委員会会議録

第 7 5 2 回湯川村農業委員会定例総会を令和 3 年 6 月 2 2 日湯川村役場会議室に召集した。

1. 出席農業委員（7 人）・出席推進委員（5 人）

1 番	鈴木光雄	2 番	小沼幸子
3 番	齋藤真助	5 番	鴻巣重人
6 番	佐藤敬一	7 番	兼子房男
8 番	津村榮喜	9 番	渡部正美
1 1 番	佐藤孝志	1 2 番	山口栄子
1 3 番	武藤喜久子	1 4 番	中島和裕
1 5 番	大場忠重		

2. 欠席農業委員（1 人）・欠席推進委員（1 人）

4 番	星正大	1 0 番	兼子力
-----	-----	-------	-----

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 坂内真隆 石田弘恵

4. 本日の会議の案件

さくじょ

議案第 1 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議長 おはようございます。梅雨入りになりまして田畑も恵の雨で、生き生きとしている今日この頃でございます。水田におきましては、田植え以降高温が続いて、雨が少なかったため田んぼが一部湧いたりして生育遅延のところも見受けられますが、今田植機械も側条施肥を行っておりますので、十分茎数も取れています。以外の方は、色がさめているところもあるようです。なお今年の需給調整であります。先週村の定例議会がありました。湯川村におきましては、目標数量大幅に上回っており、かなり飼料用米の取り組みの協力もあり進んでいるわけですが、県内におきましては、まだまだ過剰作付けになっているのが実態であります。作付けしたものを主食用米から業務用米に変更で、なるべく今年、福島県の米については、業務用米がかなり多くなっておりまして、平均価格が前年産と比較して 1,000 円くらい下落しておりまして、以前平成 26 年米価が仮渡 10,000 円で超安値であった時と同じような、今年の概算金として

設定になるのではないかとされておりまして、恵の秋を迎えたいと思いますので、国を挙げて需給調整取り組んでいるのが実態とっておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。湯川村でも経営所得安定対策の現地確認についても7月5日から実施する旨の通知頂いておりますので、万全たる対応で臨んで頂きたいと思っております。

議長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、4番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、10番委員から欠席の報告を受けております。農業委員8名中7名出席しておりますので本日の会議は成立しております。只今より第752回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、会期の決定についてをお諮りいたします。

3番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定についてお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということですので、私の方から指名をさせていただきます。本日の会議録署名人に7番委員と8番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第16号を朗読。続けて3ページを別紙により説明。整理番号1番について説明いたします。譲渡人は[]さんです。譲受人は、[]さん、申請地は大字[]字[]、地目は田、面積は236㎡、他1筆でありまして合計面積は248㎡です。転用の事由であります。現在、[]は4名世帯であります。現在、[]が実家に戻ってくることになり、現住居に2家族3世代の同居は手狭であり、今後譲受人の婚姻等により家族が増えた場合のことも考慮し、譲受人が分家住宅を、現住居に隣接する土地を利用して住宅を建設するものです。申請地の位置については、4ページに公図については、5ページに添付してございます。6ページの土地利用計画図をご覧ください。

この農地につきましては、農振農用地外の農地でございます。工事の内容といたしましては、農地に盛土し整地して土砂が流失しないように砂利敷きする

ものでございます。住宅を建設し、駐車場3台分及び雪捨て場用地とします。住宅については、7、8ページに建物の立面図及び平面図を添付してございますが、2階建てで建坪が、30.81坪です。住宅用地の面積は55.48㎡です。駐車場が3台分で45㎡・雪捨て場用地が239.58㎡、合計340.06㎡でございます。進入路については、県道からとなり既存の進入路を使用します。取水については水道・汚水については下水道につながります。雨水については地下浸透です。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、原則許可できない1種農地でございますが、例外事業の集落接続事業に該当しており合致しております。また、面積につきましても隣接宅地と申請地の面積をあわせても340.06㎡であり、一般住宅の転用基準面積500㎡以内でございます。続いて農地法の許可基準の一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借等につきましては、ございませんでした。次に資金についてでございますが、添付書類にて確認をいたしております。転用による周辺農地への影響についてですが、申請地の北側及び東側は、県道であり南側は、譲受人所有の宅地であり農地に接しておりません、申請地の西側にのみ譲受人の農地がありますが、土砂が流失しないように法面を施工しますので、影響はないと考えます。取水については水道・汚水につきまして下水道。雨水につきましては、地下浸透でございますので、農業用排水施設に支障を及ぼす恐れはないと考えます。現地調査を実施し特に影響はないとの事です。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われまます。説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して上田谷地集落担当委員からの報告をお願いいたします。3番委員お願いします。

3番委員 別紙農地法第5条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、担当集落委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議 長 ございませんか。
(ありません、の声)

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

11番委員 議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地転用許可基準に合致しているので承認したいと思っております。以上です。

議 長 これより、議案第16号を採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

- 議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決いたします。
- 議 長 議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認いたしました。
- 議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第752回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第16号 原案のとおり承認

- 議 長 全議事の終了を告げ、令和3年6月22日午前9時14分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和3年6月22日

湯川村農業委員会

会 長

7 番 委 員

8 番 委 員